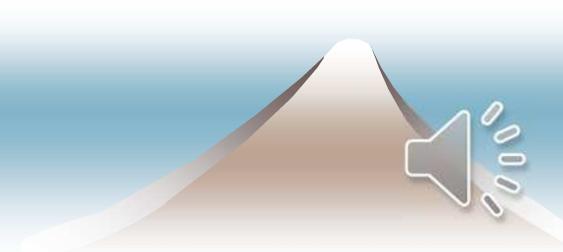


# 優良指定事業者の表彰について

- ◆ 令和6年度
- ◆ 浜松市上下水道部
- ◆ お客さまサービス課



# 優良指定事業者の表彰について

## 注 意

この動画は、令和6年度現在の  
優良指定事業者表彰に関する内容になります。  
今後、内容が変更することもあります。



# 優良指定事業者の表彰について

令和6年度

## 浜松市上下水道部優良指定事業者



令和6年度浜松市上下水道部優良指定事業者を決定しました。

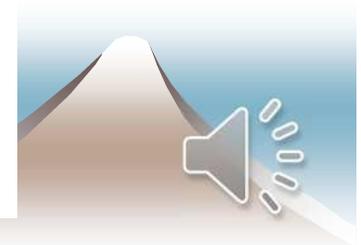
### 趣 旨

上下水道部指定事業者全体の資質の向上を目的とし、前年度の工事において他の指定事業者の模範となる者を選び「浜松市上下水道部優良指定事業者」として表彰をするものです。

### 対 象

前年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）内に完成検査を受けた民間給水装置工事、排水設備工事において、検査件数が平均件数を超え、検査結果が優良である者。

表彰区分		指定給水装置工事事業者	排水設備工事指定工事人
全体表彰		Suidobi 株式会社	株式会社 大和商会
		有限会社 大城配管	有限会社 秀総合設備
		有限会社 秀総合設備	T.D.S
区別表彰	中央区	株式会社 小峯商会	東洋設備 株式会社
		株式会社 サンユー設備工業	株式会社 小田設備
		マルキ住設 株式会社	Suidobi 株式会社
		株式会社 水工社	株式会社 ニーヨー
		株式会社 ホリコシ産業	株式会社 水工社
		雅設備	株式会社 ホリコシ産業
		有限会社 フカヤ	雅設備
		株式会社 エイチ・ツー・オー	有限会社 フカヤ
		株式会社 K, R, T	
	浜名区	三ヶ日設備 株式会社	三ヶ日設備 株式会社
		池谷配管工業 有限会社	池谷配管工業 有限会社
天竜区	該当なし	該当なし	



# 優良指定事業者の表彰について

## ◆ 優良指定事業者の表彰について

指定事業者全体の資質の向上を図るため、特に他の指定事業者の模範となる者を選び「**浜松市上下水道部優良指定事業者**」を決定し、表彰する。

## ◆ 優良指定事業者の選考基準について

### ①部門

表彰は、給水装置工事部門 ・排水設備工事部門とする。

優良表彰

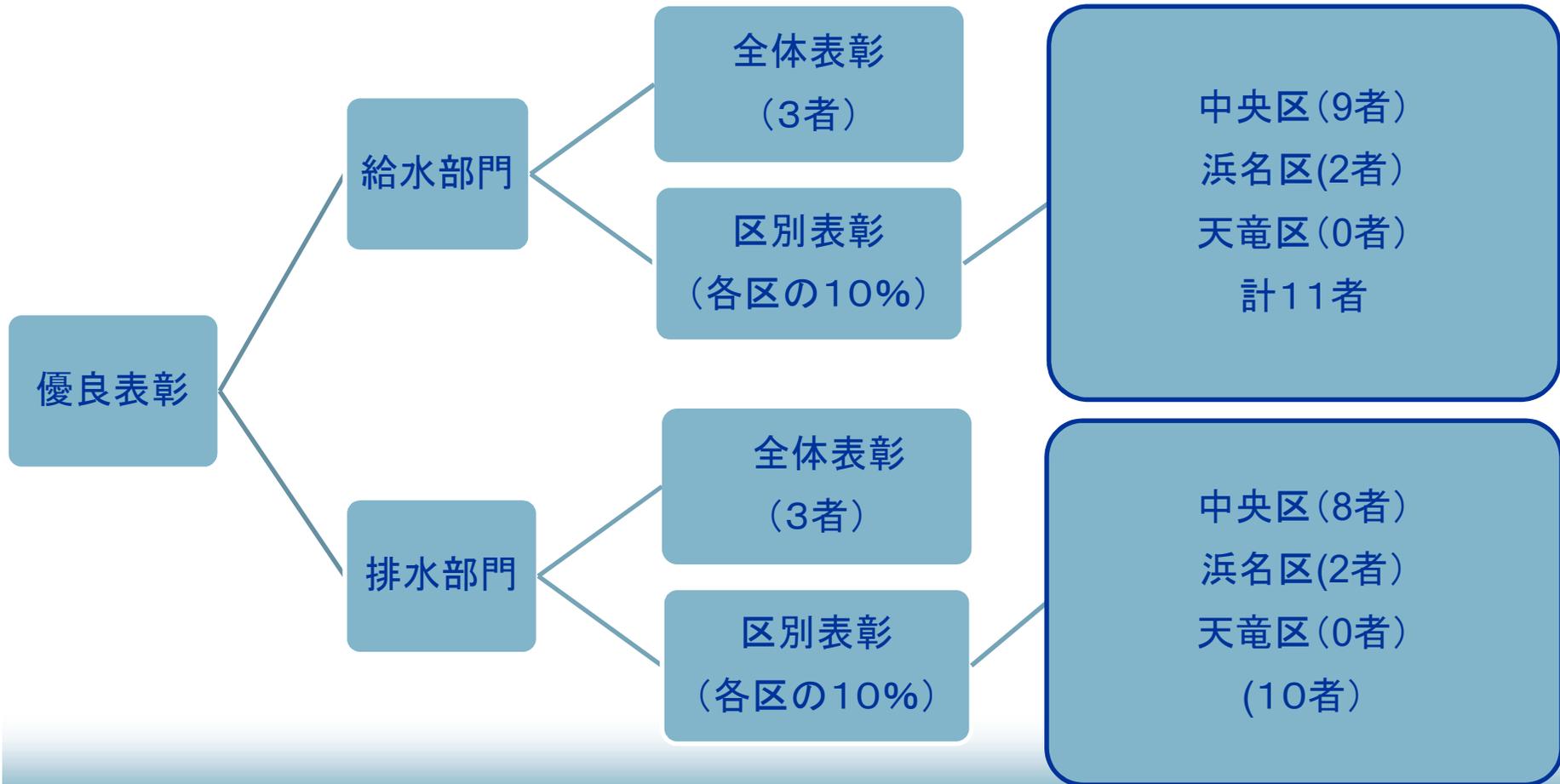
給水部門

排水部門



# 優良指定事業者の表彰について

## ◆ 優良指定事業者の選考基準について



# 優良指定事業者の表彰について

## ◆ 優良指定事業者の選考基準について

### ②全体表彰

全体表彰は、前年度に完成検査を受けた指定事業者を対象とし、完成検査件数が完成検査を受けた指定事業者の平均件数を超える者から、平均検査結果点数が高い順に3者を表彰する。

### ③区別表彰

指定事業者が所在する区ごとの前年度に完成検査を受けた指定事業者を対象とし、完成検査件数が完成検査を受けた指定事業者の平均件数を超える者から、平均検査結果点数が高い順に完成検査を受けた指定事業者数の10%の者を表彰する。

ただし、全体表彰される指定事業者は区別表彰からは除く。

※自社の平均点数を知りたい方は、お客さまサービス課6番窓口にて、確認できます。



# 優良指定事業者の表彰について

## ◆ 優良指定事業者の欠格基準について

- ① 浜松市内に指定事業者としての主たる営業所がある場合、その水道料金、下水道使用料及び受益者負担金を滞納している者
- ② 浜松市内に指定事業者としての主たる営業所がある場合、下水道供用開始から3年以上経過の後においても下水道への接続をしていない者
- • • • •
- ③ 対象年度内及び表彰日までに違反行為等の指定事業者としてふさわしくない行為をした者



# 優良指定事業者の表彰について（給水部門）

## ◆ 令和6年度優良指定事業者の完成検査件数について

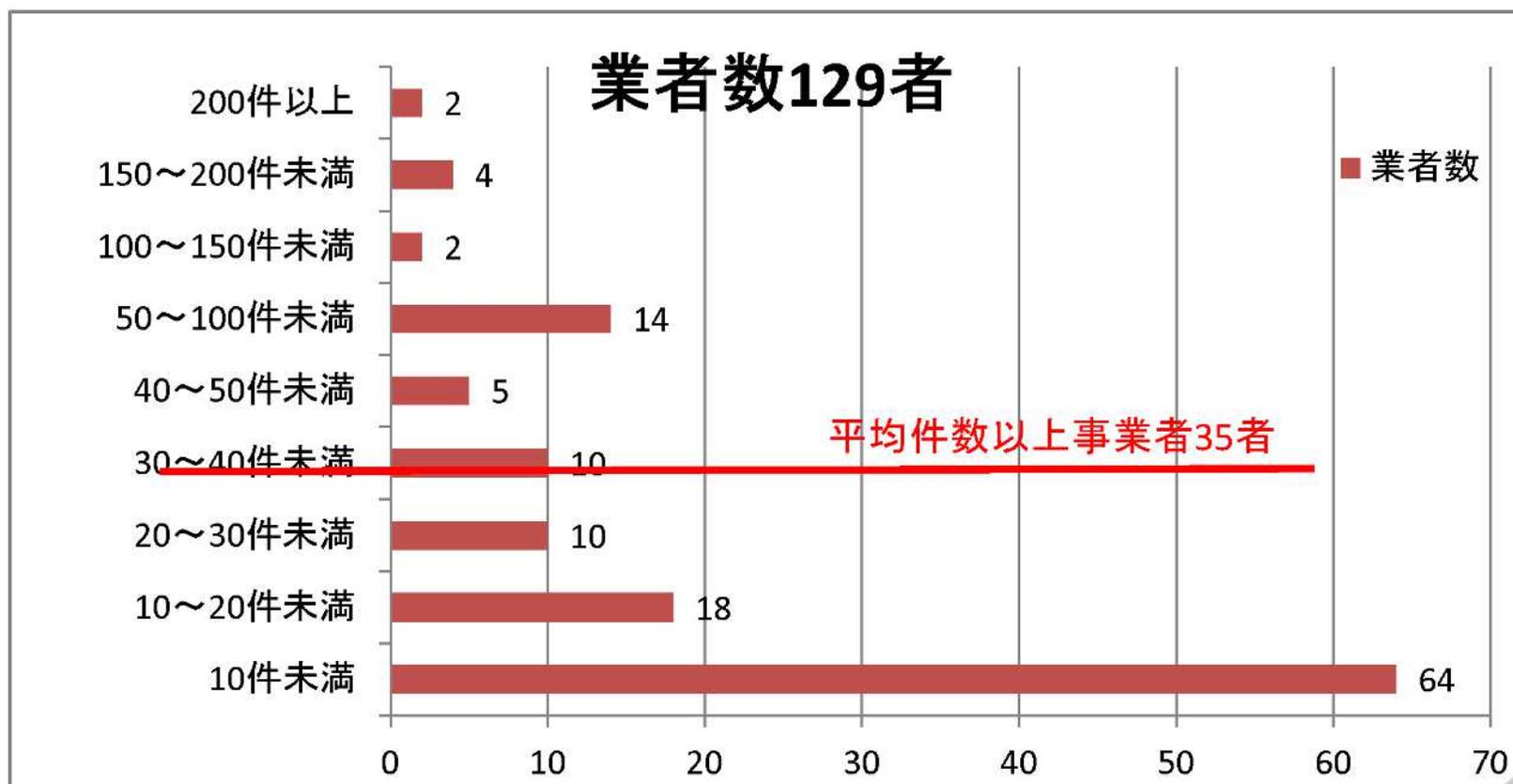
浜松市全体の

完了検査提出件数 総件数 3,878件

平均件数

30.1 件

(者)

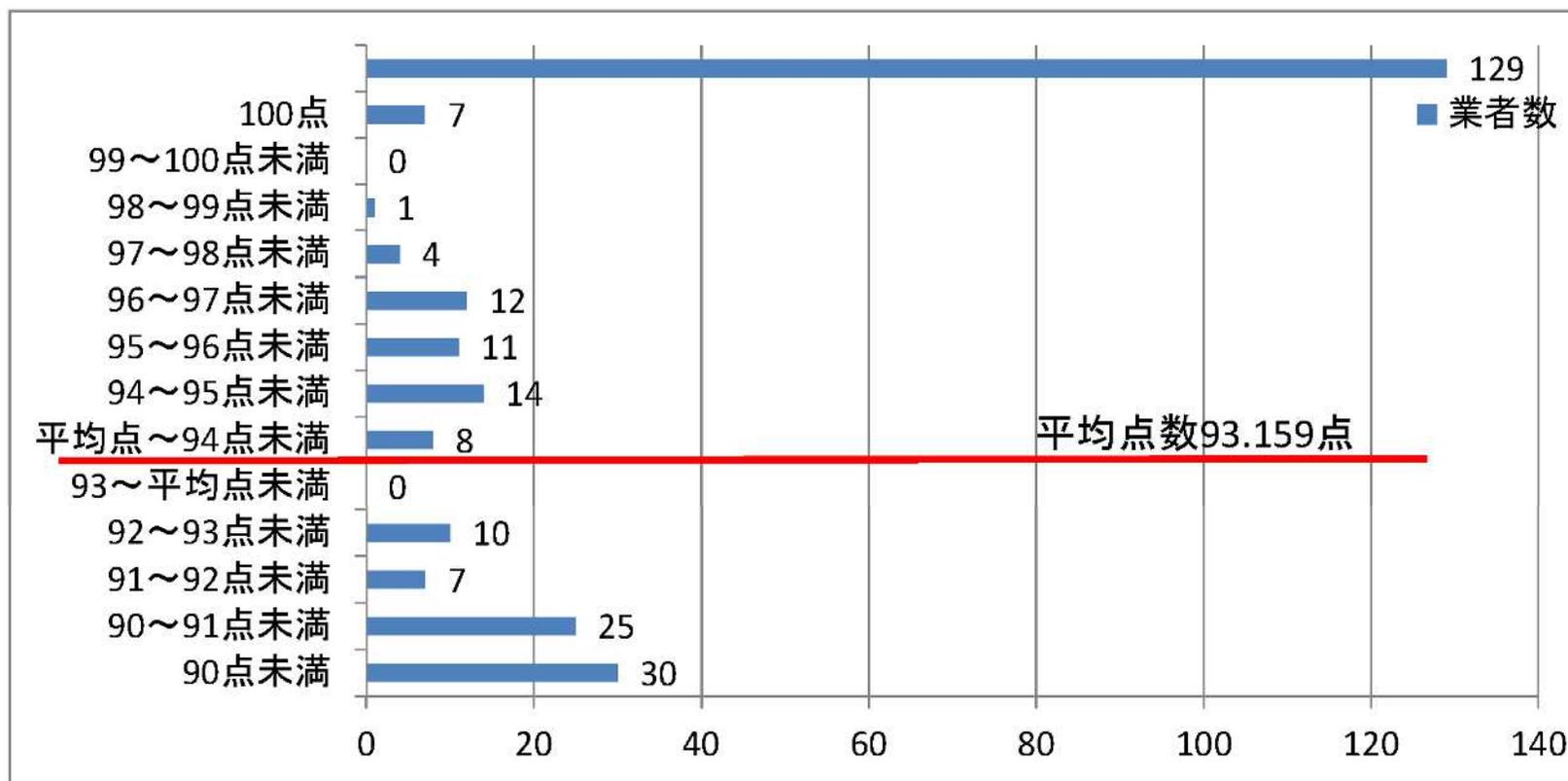


# 優良指定事業者の表彰について（給水部門）

## ◆ 令和6年度優良指定事業者の平均点数について

浜松市全体の

平均点数別業者数 平均点数 93.159 点 平均点数以上業者数57者 (者)



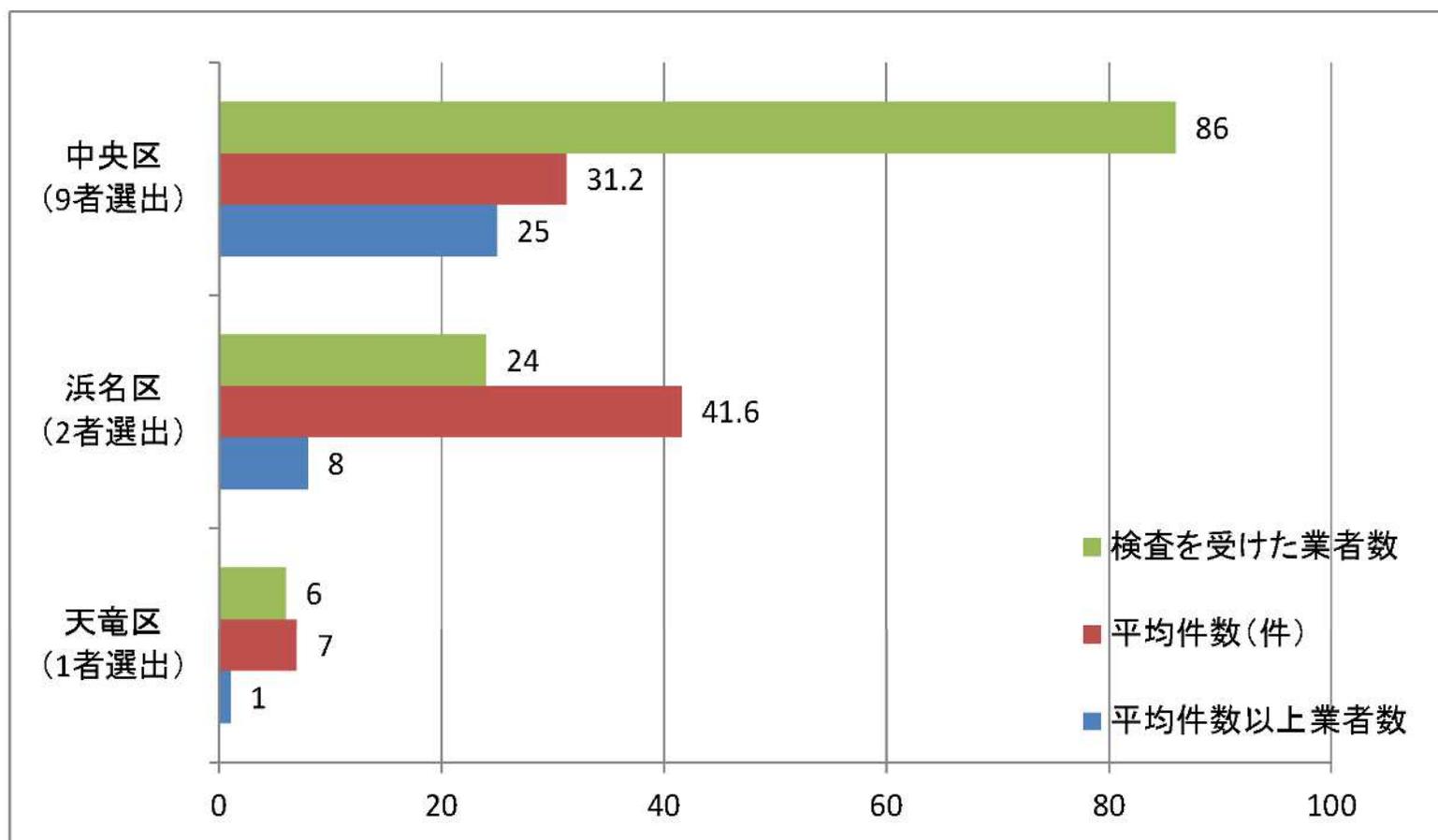
# 優良指定事業者の表彰について（給水部門）

## ◆ 各区の完成検査状況について

区別業者数

総業者数 129者

(者)

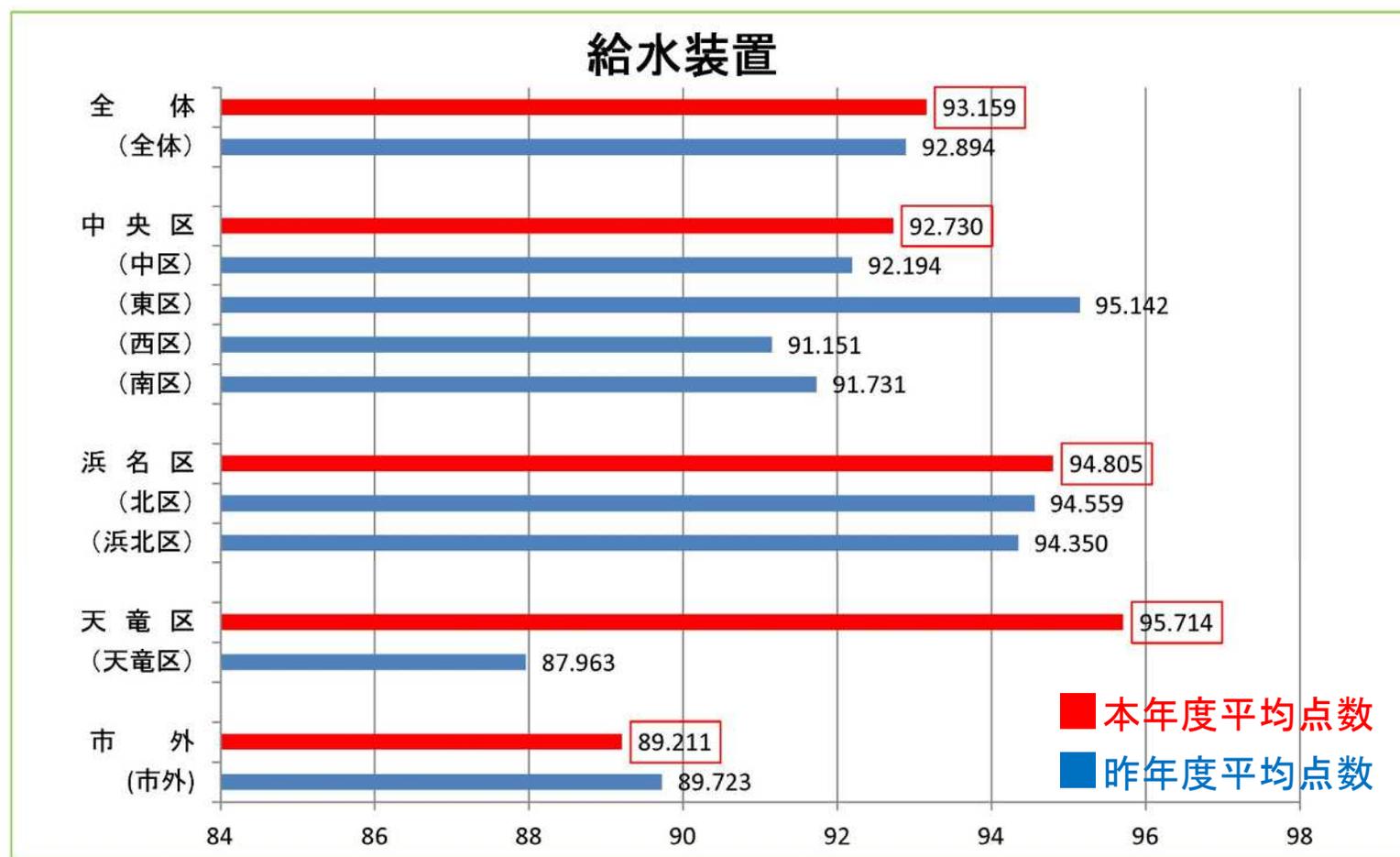


# 優良指定事業者の表彰について（給水部門）

## ◆ 各区の平均点数について(参考)

### 区別平均点数(給水)

(点)



# 優良指定事業者の表彰について（排水部門）

## ◆ 令和6年度優良指定事業者の完成検査件数について

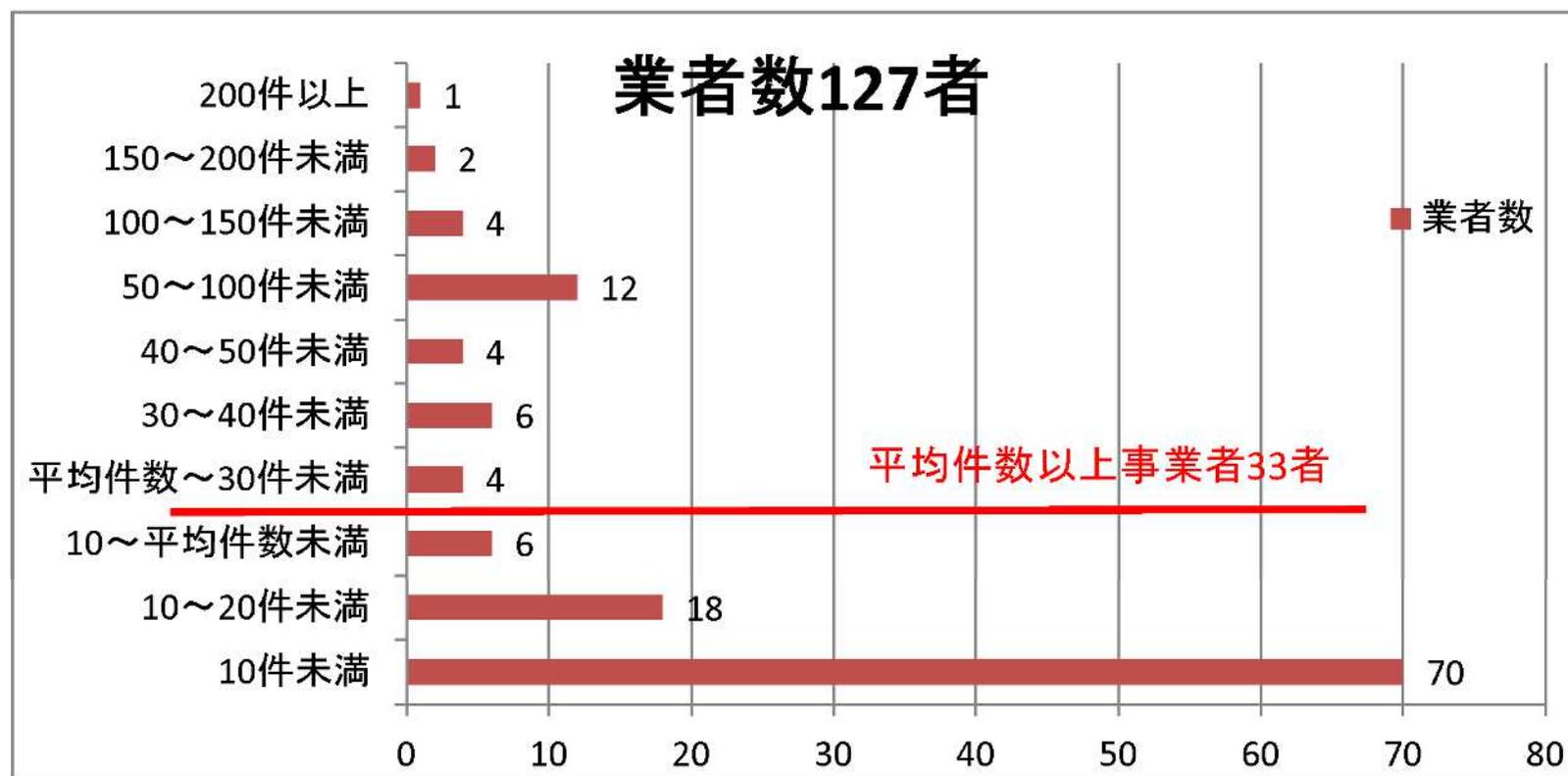
浜松市全体の

完了検査提出件数 総件数 3,044件

平均件数

23.97 件

(者)

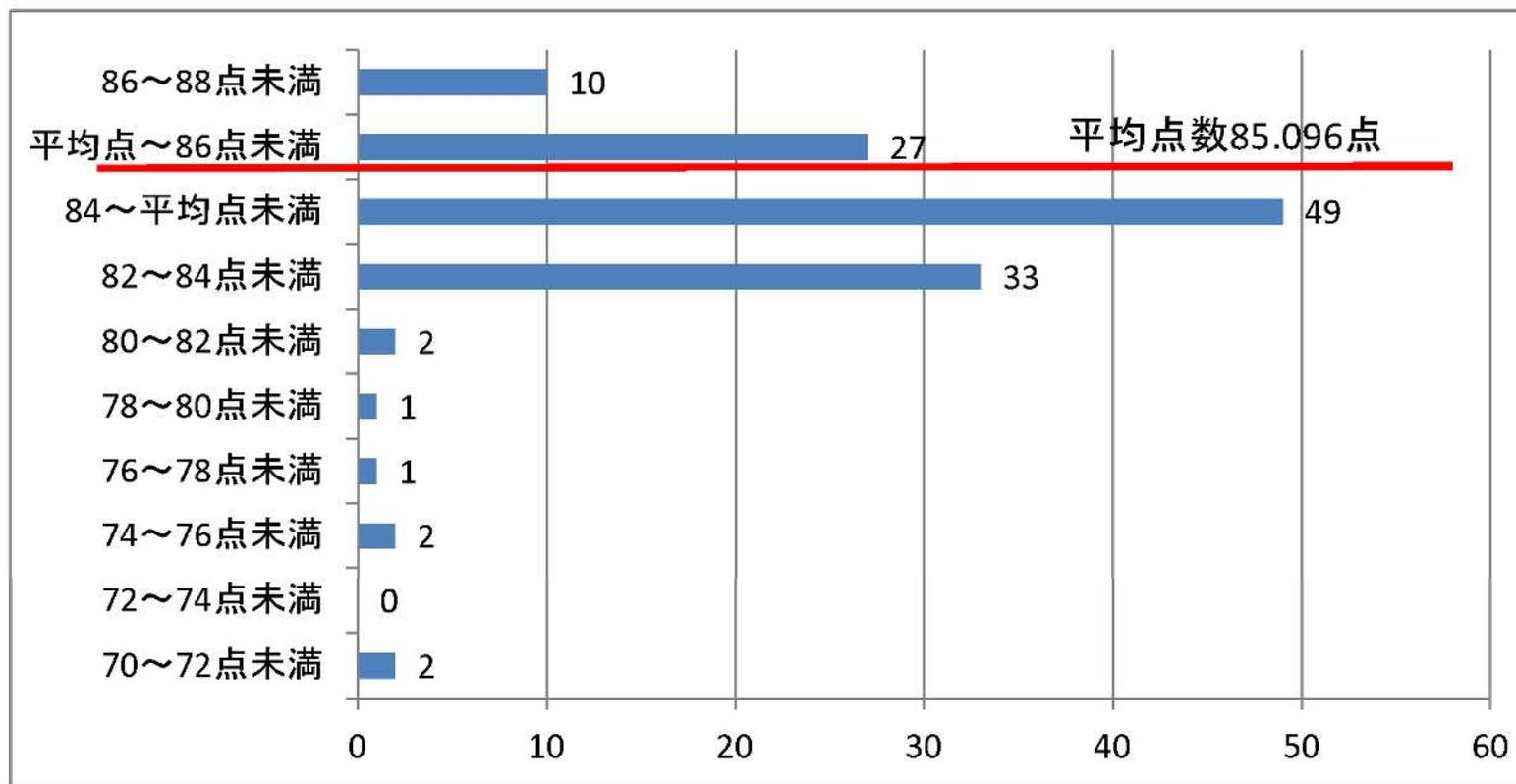


# 優良指定事業者の表彰について（排水部門）

## ◆ 令和6年度優良指定事業者の平均点数について

浜松市全体の

平均点数別業者数 平均点数 85.096 点 平均点数以上業者数37者 (者)



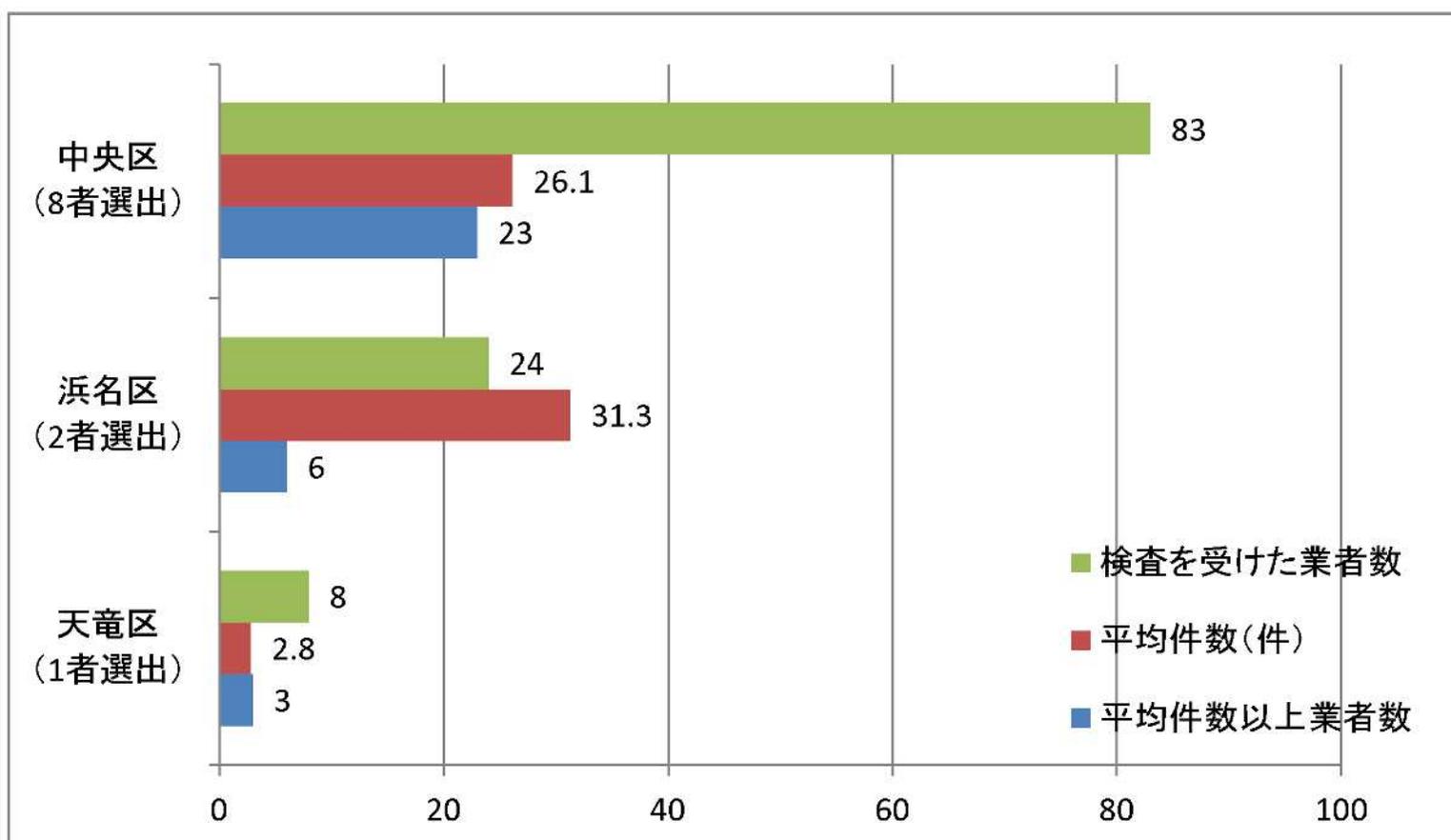
# 優良指定事業者の表彰について（排水部門）

## ◆ 各区の完成検査状況について

区別業者数

総業者数 127者

(者)

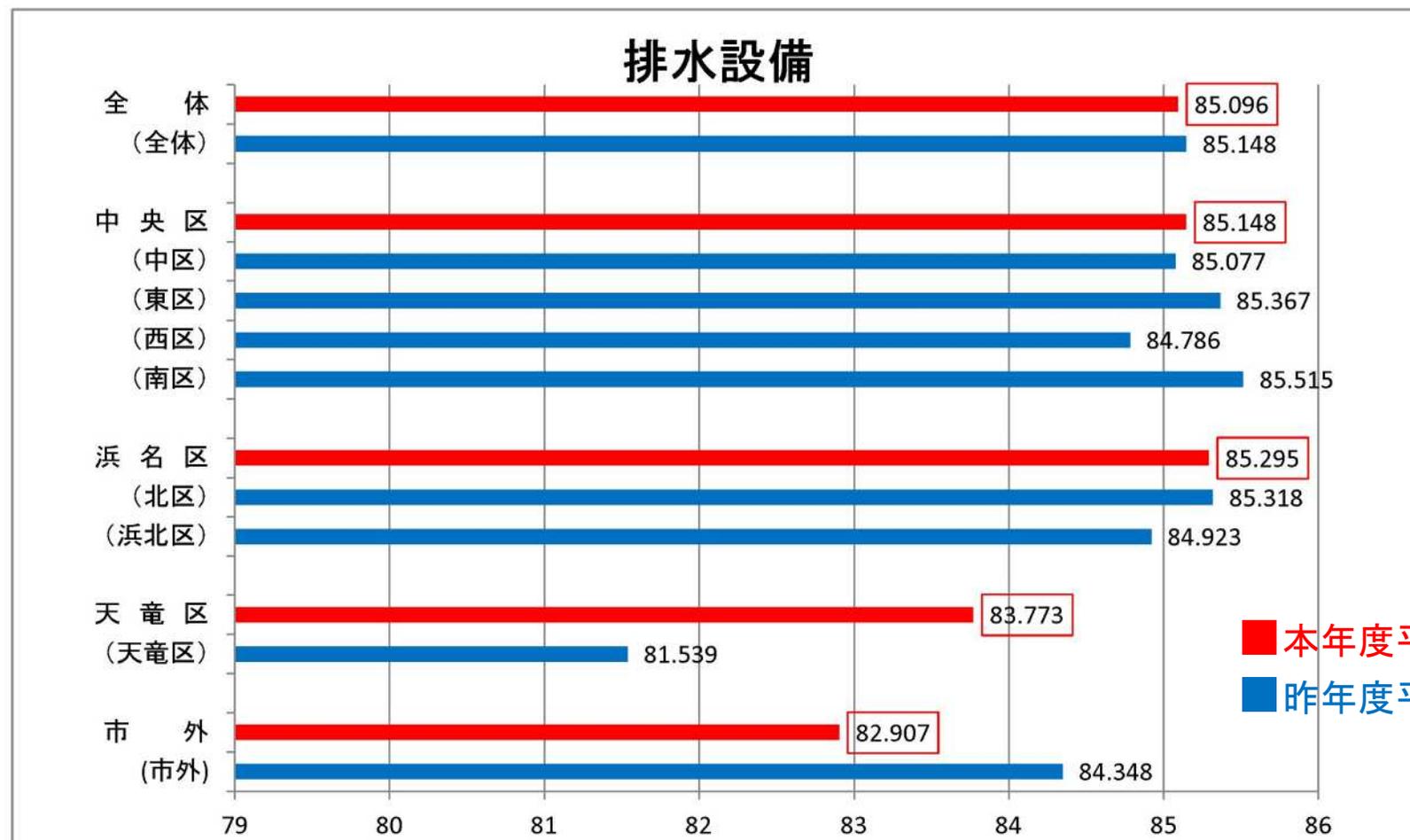


# 優良指定事業者の表彰について（排水部門）

## ◆ 各区の平均点数について(参考)

### 区別平均点数(排水)

(点)



■ 本年度平均点数

■ 昨年度平均点数



# 優良指定事業者の表彰について

## ◆ 優良指定事業者になると

- (1) 浜松市ホームページへ掲載
- (2) 新聞掲載など
- (3) 上下水道部庁舎総合窓口へパネル掲載
- (4) お客様への紹介
- (5) 排水部門については、**現場検査の免除**

※自社の平均点数を知りたい方は、お客さまサービス課  
6番窓口にて、確認できます。



# ■ お問い合わせについて

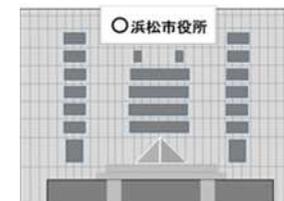
## お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客様サービス課  
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906  
静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/[service@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp)



# 違反行為について

令和6年度  
浜松市上下水道部  
お客さまサービス課



## 注 意

この動画は、令和6年度現在の  
違反行為（給水装置・排水設備）  
に関する内容になります。

今後、内容が変更することもあります。



# 目次

## 説明内容

- 1 内容と年度別件数
- 2 よくあるケース
- 3 違反行為をすると・・・
- 4 その他の違反行為
- 5 違反行為を防止するには



## 違反行為の内容と年度別件数

	違反内容	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	計
給水装置工事	未承認施工	1	3	5	5	4	18
	無断通水		2				2
排水設備工事	未確認施工	1	2	2	1	3	9
合計		2	7	7	6	7	29



## よくあるケース

### (1) 給水装置工事・排水設備工事共通

《未承認施工・未確認施工》

①工務店との連絡不足

分離発注（分水工事をA社、2次側の施工をB社）

②提出済みであると思い込み、そのまま忙しくて失念

③リフォーム工事に伴う軽微な変更のため届出が不要  
であると誤認

④休日に緊急の依頼があった



## よくあるケース

### (2) 給水装置工事

《未承認施工》

- ①井戸水利用から市水への切替工事
- ②現場監督と申請担当との連絡不足

### (3) 排水設備工事

《工事完了届（公共下水道使用開始届）の未提出》

- ①未確認施工に伴う未提出
- ②提出済みであると思い込み



## 違反行為をすると・・・

### (1) 文書注意

- ① 顛末書を提出する。
- ② 処分の報告を受ける。
- ③ 違反点数は2年間有効であり、その間に違反行為をした場合は、**累積加算**される。
- ④ **お客様にご迷惑がかかる。**



## 違反行為をすると・・・

### (2) 指定の効力の停止

#### ① 指定の効力の停止とは・・・

一定期間（1か月間から6か月間）の指定の停止

#### ② 指定の効力の停止の処分を受けると・・・

ア) 指定の効力の停止期間は、工事中の現場は中止

イ) 指定の効力の停止期間は、新規工事の施行禁止

ウ) 各種申請ができない

### (3) 指定の取消し

2年間は指定の登録ができない



## その他の違反行為

- ①道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行  
(許可期間の終了後の施工を含む)
- ②道路占用許可、道路使用許可の内容と異なる施工方法  
(片側通行止めの申請に対し、車両通行止めでの施工)
- ③事業所の名称及び所在地の変更届の未提出  
(個人事業から有限会社に変更等含む)
- ④給水装置工事主任技術者の選任届又は解任届の未提出
- ⑤排水設備工事責任技術者の変更届の未提出
- ⑥接続の許可が下りていないまま取付管に排水設備を接続



## 違反行為を防止するには

- (1) 必要に応じ工務店と連絡を取り、必ず確認をする。
  - ・曖昧な会話のまま終わらない。
  - ・「~してくれているだろう」と勝手に思わない。
- (2) 必要な手続きが完了したことをチェックする。
  - ・見積もりの依頼を受けてから完成書類の提出まで。
- (3) 社内での事務連絡は口頭ではなく伝言票等を利用する。
  - ・ホワイトボード等で複数の目に触れる。
- (4) 申請や届出が必要なのか迷ったら、  
まずは担当課へ相談する。
  - ・ **まずは電話 1 本して下さい。**



## ■ お問い合わせについて

---

### お問い合わせ先

**浜松市上下水道部 お客さまサービス課  
給排水設備グループ**

所在地/〒430-0906

静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話番号/053-474-7916

E-mail/[service@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

